

水産大学校施設の管理・運營業務  
民間競争入札実施要項(案)

水 産 大 学 校

## 目 次

1 本業務の詳細な内容に関する事項 .....	1～2
2 確保されるべき本業務の質に関する事項 .....	2～3
3 委託費の支払い方法 .....	3～4
4 費用負担等に関するその他の留意事項 .....	4
5 実施期間に関する事項 .....	4
6 入札参加資格に関する事項 .....	4～5
7 入札に参加する者の募集に関する事項 .....	5～8
8 落札者を決定するための評価の基準その他の 本業務を実施する者の決定に関する事項 .....	8～10
9 本業務に関する従来の実施状況に関する情報 の開示に関する事項 .....	10
10 事業者を使用させることができる国有財産に関する事項 .....	10～11
11 事業者が、水産大学校に対して報告すべき事項、 秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講 ずべき措置に関する事項 .....	11～16
12 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に 損害を加えた場合において、その損害の賠償 に関し契約により当該事業者が負うべき責任 に関する事項 .....	16～17
13 公共サービス改革法第7条第8項に規定する 評価に関する事項 .....	17
14 その他本業務の実施に関し必要な事項 .....	17～18
15 施設アンケート .....	19～20
16 提案書書式 .....	21～29
○別添	
・従来の実施状況に関する情報の開示 .....	31～34
・評価表 .....	35
・添付資料	
平面図	
仕様書	
総括責任業務 .....	38～39
警備保安業務 .....	40～42
清掃業務 .....	43～103
施設管理業務 .....	104～108

## 【趣旨】

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は「公共サービス改革基本方針（平成23年7月15日閣議決定）」別表において民間競争入札の対象として選定された水産大学校施設の施設管理・運營業務（以下「本業務」という。）について、「公共サービス改革基本方針」に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 1 本業務の詳細な内容に関する事項

### (1) 水産大学校校舎の概要

水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図るために当該施設を設置している。

#### ① 当該施設の名称及び所在地

水産大学校校舎

〒759-6595 山口県下関市永田本町二丁目7番1号

#### ② 敷地面積他

建物名	敷地面積	建築面積	延床面積	階高
本館他 59棟	211,844㎡	22,015㎡	44,207㎡	平屋建～4階建

#### ③ 建物平面図

別添添付資料「平面図」のとおり

### (2) 本業務の対象と内容

#### ① 本業務の対象は以下の業務一覧のとおりとする。

番号	業務種別	別添資料番号
1	統括責任者業務	1
2	警備保安業務	2
3	清掃業務	3
4	施設管理業務	4

#### ② 本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

##### (ア) 統括責任者業務

###### a 業務の概要

監督職員と連携を図り、警備保安業務、清掃業務及び施設管理業務の業務間の連

絡、調整を行うとともに、校舎等の不具合等の連絡に対して迅速な対応を行うこと。

- b 業務の仕様  
別添資料1参照

(イ) 警備保安業務

- a 業務の概要  
水産大学校校舎等の警備業務及び防災管理、来校者の入退管理並びに受付業務等を行うこと。
- b 業務仕様  
別添資料2参照

(ウ) 清掃業務

- a 業務の概要  
水産大学校校舎等の校舎内並びに敷地内の清掃を実施し、施設の快適な環境を維持すること。
- b 業務仕様  
別添資料3参照

(エ) 施設管理業務

- a 業務の概要  
水産大学校校舎等の建物・工作物及び機械類等の修繕・維持等による適正な施設管理を行うこと。
- b 業務仕様  
別添資料4参照

## 2 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

本業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務の円滑な実施を可能とすること。

① 快適性の確保

施設利用者アンケートの満足度(定量的な指標:70%以上)

(ア) 水産大学校は、当該施設に勤務する職員(以下「施設利用者」という。)を対象に「施設利用者アンケート」を年1回(2月頃)実施する。

(イ) 満足度は、「満足」及び「おおむね満足」に該当する回答の割合を集計(1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て)するものとする。

② 品質の維持

業務の不備に起因した水産大学校における執行中断がないこと。

③ 安全性の確保

業務の不備に起因した水産大学校校舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。

④ 環境への配慮

本業務遂行にあたって温室効果ガスの削減等環境への配慮に努めること。  
ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

※本校の温暖効果ガスの削減目標：平成24年度までに平成16年度排出量の8%以上削減

(2) 各業務において確保すべき水準

各業務における確保すべき水準は、別添資料1～4の「仕様書」に定める内容とする。

ただし、「仕様書」に定める内容については、法令に反しない限り改善提案を行うことができる。

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上(包括的な質の向上、効率化)とコスト削減に努めるものとする。

① 本業務の実施全般に対する提案

事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

事業者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、確保すべき水準が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

(4) 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、水産大学校の承認を得なければならない。なお、事業者は、改善策の作成及び実施に当たり、水産大学校に対して必要な助言、協力を求めることができる。

① 報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかになり、水産大学校が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

② 水産大学校が、本業務のモニタリング(質疑応答)を随時行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

### 3 委託費の支払い方法

(1) 水産大学校は、事業期間中の検査及び監督を行い、上記2(2)における確保すべき水準の確保状況を検査確認した上で、契約金額を月毎に支払う。

なお、検査・監督の結果、当該水準が確保されていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、事業者は業務改善計画書を提出する。業務遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わない。

(2) 契約金額の支払いに当たっては、事業者は当該月分の業務の完了後、あらかじめ定める書式による支払請求書により、水産大学校へ当該月分の契約金額の支払いを請求するものとし、水産大学校は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に水産

大学校の定める方法により事業者を支払う。なお、入札参加グループの場合は、代表事業者を支払うものとする。

#### 4 費用負担等に関するその他の留意事項

##### (1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり必要な消耗品等については、別添資料1～4の「仕様書」に定めのある他、以下のとおりとする。

- ① 学生及び施設利用者が使用する消耗品については、水産大学校の負担とする。
- ② 事業者が使用する消耗品や付属品については、事業者の負担とする。
- ③ 事業者の業務に必要な消耗資材品等は、事業者の負担とする。
- ④ 施設内設置の電話を事業者が業務上使用した場合の電話料金は水産大学校の負担とする。

##### (2) 光熱水費

水産大学校は、事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。

##### (3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更による事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には水産大学校が負担し、それ以外の法令変更による場合については事業者が負担する。

- ① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

#### 5 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までとする。

#### 6 入札参加資格に関する事項

- (1) 公共サービス改革法第15条において準用する第10条各号(第11号を除く。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 水産大学校契約事務取扱規程(平成13年水大規程第81号。以下「契約事務取扱規程」という。)第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

- (3) 契約事務取扱規程第9条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成22・23・24年度水産大学校競争参加資格審査又は平成22・23・24年度国の競争参加資格審査(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」において「A」・「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。  
なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、平成22・23・24年度独立行政法人水産大学校競争参加資格又は平成22・23・24年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」において、代表事業者は「A」・「B」又は「C」の等級に各付けされており、グループ事業者は「A」・「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 水産大学校理事長若しくは全省庁統一資格における国の機関の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 本業務の実施に当たり、法令上必要な資格等を有している者又は資格等を有している者を業務に当たらせることができる者であること。警備業務については事業者(後述の入札参加グループの場合は、警備業務を担当する者)が法令上必要な資格を有していること。
- (8) 本入札は一の事業者で参加することも、入札参加グループで参加することも可とする。  
なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。
- ① 入札参加グループの代表となる事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出した者であること。
  - ② 入札参加グループの代表事業者を除く全ての事業者は、上記(4)の入札参加グループのグループ事業者に係る要件及び(1)、(2)、(3)、(5)、(6)の要件をすべて満たす者であること。
  - ③ 代表事業者及びグループ事業者は、各担当業務において上記(7)の要件を満たす者であること。
  - ④ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者又は単独で入札に参加する者でないこと。
- (9) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

## 7 入札に参加する者の募集に関する事項

- (1) 入札の実施手続及びスケジュール

- ① 入札公告 平成23年12月下旬
- ② 入札説明会 平成24年1月上中旬
- ③ 現場説明会 平成24年1月上中旬
- ④ 入札等に関する質疑応答 平成24年1月上中旬
- ⑤ 入札書類の提出期限 平成24年1月中旬
- ⑥ 入札書類の評価 平成24年2月中旬
- ⑦ 開札 平成24年2月下旬
- ⑧ 業務の引継ぎ 平成24年3月初旬から下旬

## (2) 入札実施手続

### ① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、水産大学校において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、水産大学校に対して質問を行うことができる。質問は原則としてFAXにより行い、質問内容及び水産大学校からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、水産大学校が指定する場所まで提出すること。

- (ア) 入札金額(契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額)を記載した書類(入札書)
- (イ) 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「業務の質等」という。)に関する書類(以下「企画書」という。)
- (ウ) 平成22・23・24年度水産大学校の資格審査結果通知書の写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (エ) 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

### ③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、総合評価を受けるために次の事項を記載すること。

- (ア) 入札参加者及び担当者等【様式1】
- a 入札参加者が一の事業者の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。
  - b 入札参加グループの場合は、代表事業者(法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先)及びグループ事業者(法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名)を記載すること。
- (イ) 各業務の実績【様式2】  
上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。
- (ウ) 本業務実施の考え方【様式3】  
安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。
- (エ) 実施体制及び業務全体の管理方法【様式4】  
業務全体の管理方法並びに上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎の実施体制及び管理方法を記載すること。また、必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること(業務全体及び業務毎に作成すること。)
- (オ) 本業務に対する提案事項
- a 本業務の質の確保に関する提案【様式5】
  - b 従来の実施方法に対して提案を行う場合、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果またはコストの削減効果(あるいはその両方)を具体的に記載すること。【様式6、7】
- (カ) 緊急時の体制及び対応方法【様式8】  
緊急時(本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

#### ④ 開札に当たっての留意事項

- (ア) 開札には、入札参加者またはその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない水産大学校職員を立ち合わせて開札する。
- (イ) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。
- (ウ) 入札参加者またはその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、水産大学校職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (エ) 入札参加者またはその代理人は、水産大学校職員により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは水産大学校職員の許可なくして開札場所からの退出はできない。なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

#### ⑤ 契約の締結

落札者決定後、本業務に係る契約(契約書の様式は別途定める。)を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

⑥ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

8 落札者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は独立行政法人水産大学校に設置される評価委員会(外部有識者を含む。)において行うものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について行うものとする。

① 必須項目審査(100点)

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は、基礎点(100点)を付与し、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

(ア) 実施体制

- a 各業務の業務水準が達成されるための体制となっているか。また、グループで参加する場合、代表事業者とグループ企業間の連携が円滑に行くような体制がとられ、機能する仕組みとなっているか。
- b 各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。

(イ) 業務に対する認識

- a 各業務の目的を理解し、計画的な実施が考えられているか。
- b 各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

(ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

- a 各業務の提案内容は、確保すべき水準が確保されるものとなっているか。

② 加点項目審査(100点)

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には確保すべき水準と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点(満点の場合は100点)する。

(ア) 本業務全般に係る提案(統括責任者業務に対する提案を含む)(20点)

- a 改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b コスト等削減のための方策が図られているか。

(イ) 警備保安業務についての提案(20点)

- a 改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b 業務コスト等の削減のための方策が図られているか。

(ウ) 清掃業務についての提案(20点)

- a 改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b 業務コスト等削減のための方策が図られているか。

(エ) 施設管理業務についての提案(20点)

- a 改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b 業務コスト等の削減のための方策が図られているか。

(オ) 緊急時への対応方法等についての提案(20点)

- a 事故や災害等、具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。
- b 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。
- c 緊急時の連絡体制は明確であり、かつ効果的なものであるか。
- d トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対策が提案されているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

除算方式

必須審査により得られた基礎点(100点)と加算項目審査で得られた加算点(最高100点)を加算し、入札価格(予定価格の制限内であるものに限る)で除した値を総合評価点とし、入札参加中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点}(100\text{点}) + \text{加算項目審査による加算点}) \div \text{入札価格}$$

② 留意事項

- (ア) 必須項目審査の結果、不合格の者については、総合評価点の算定を行わない。
- (イ) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内でない入札書については、総合評価点の算定を行わない。この場合、下記③で定める再度の入札の参加を妨げるものではない。
- (ウ) 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、予定価格の6割に満たない場合は、その価格によつての契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、また契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札

者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等)
- b 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等)
- c 当該契約期間中における他の契約請負状況
- d 手持機械その他固定資産の状況
- e 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(エ) 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者またはその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に関係のない水産大学校職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。

(オ) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

### ③ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

(ア) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合若しくは水産大学校職員の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。

(イ) 上記(ア)によってもなお落札者となるべき者がいないときは、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、水産大学校が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに官民競争入札等監視委員会に報告する。

## 9 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 別添「従来の実施状況」のとおり

## 10 事業者を使用させることができる水産大学校資産に関する事項

- (1) 使用可能な施設  
本事業に係る水産大学校の施設、設備等のすべて。
- (2) 事務スペース等の借受け

① 事業者は、本業務及びこれに付随する業務を実施するため、水産大学校から一定の事務スペース等は無償で借り受けることができる。

② 施設の使用を終了し、または中止した場合は、原状回復の上、直ちに水産大学校に返還し、水産大学校の検査確認を受けなければならない。

(3) 使用目的の制限等

① 事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等は、本業務及びこれに付随する業務以外の目的で使用してはならない。

② 事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等を使用する際は、水産大学校の指示に従い、善良な管理者の注意をもって適切に使用しなければならない。なお、万一、施設・設備等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、その指示に従い、事業者の負担において修復等を行うものとする。

(4) 機器等の持込み

① 事業者は、水産大学校の事務に支障を来たさない範囲において、本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。ただし、持ち込む場合には、事前に水産大学校の承認を得なければならない。

② 上記①の機器・設備等については、適切に管理すること。

③ 施設の使用を終了し、または中止した場合は、直ちに原状回復を行い、水産大学校の検査確認を受けなければならない。

(5) 使用に係る経費等

① 上記(1)及び(2)の施設・設備等については、無償で使用することができる。

② 上記(4)①の機器・設備等を設置するための経費及びこれらから生じる経費は、上記4(2)に定める光熱水費を除き、原則事業者の負担とする。

11 事業者が、水産大学校に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等

① 業務従事者名簿等の提出

(ア) 事業者は、本業務開始日までに統括責任者等を選任し、管理体制を書面にて水産大学校に提出すること。

(イ) 事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うに当たり必要な資格を有する者の名簿を水産大学校に提出すること。

(ウ) 事業者は、警備保安業務、清掃業務及び施設管理業務に従事する者の配置予定表を監督職員に届け出ること。

② 業務計画書の作成と提出

事業者は、各年度の本業務開始日までに年度毎の管理・運營業務計画書を作成し、水産大学校に提出すること。

③ 業務報告書の作成と提出

(ア) 事業者は、業務の内容に応じて、水産大学校の指定する周期において業務報告書を作成し、監督職員に提出すること。

(イ) 事業者は、各年度終了後、当該年度に係る本業務の年間総括報告書を水産大学校に提出すること。

(ウ) 事業者は、万一、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、直ちに監督職員に報告すること。

(2) 水産大学校による調査への協力

水産大学校は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、または事業者の事務所(または業務実施場所)に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする水産大学校の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が公共サービス改革法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

水産大学校は、事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条に基づき、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

事業者は、本業務に関して水産大学校が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取り扱い

① 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 取得の制限

事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得する時は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③ 利用及び提供の制限

事業者は、施設管理担当者の指示または承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理責任者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤ 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに施設管理責任者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥ 管理体制の整備

事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦ 業務従事者への周知

事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

① 事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

② 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、水産大学校に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word または Microsoft Office Excel形式とし、事前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。

(7) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

(ア) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始

しなければならない。

(イ) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ水産大学の承認を得なければならない。

② 公正な取扱い

(ア) 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ水産大学の承認を得なければならない。

⑩ 再委託の取扱い

- (ア) 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 一の事業者では、本業務を実施できない場合は、あらかじめ入札参加グループを構成すること。
- (ウ) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項(再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法)について記載しなければならない。【様式9】
- (エ) 事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法)を明らかにした上で、水産大学の承認を得なければならない。
- (オ) 事業者は、上記(ウ)から(エ)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。
- (カ) 上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、水産大学の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、事業者と同様の義務を負うものとする。また、事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。
- ⑪ 業務途中における入札参加グループからの脱退  
代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。
- ⑫ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置  
入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、水産大学の承認を得て、残存する参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業を完了するものとする。  
ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び水産大学の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了するものとする。
- ⑬ 契約解除  
水産大学は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (ア) 公共サービス改革法第22条第1項に該当するとき
- (イ) 暴力団を業務を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき
- (ウ) 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明

らかになったとき

⑭ 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、水産大学校は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- (イ) この場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として水産大学校の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) 水産大学校は、事業者が上記(イ)の規定による金額を水産大学校の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 水産大学校は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- (オ) 事業者は、上記項目にかかわらず、事業者の責めに帰することができない事由により、請負事業者が行う本業務の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、水産大学校と協議をする。

⑮ 委託内容の変更

水産大学校及び落札事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑯ 設備更新の際における事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と水産大学校が協議するものとする。

12 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水産大学校が、当該第三者に対する賠償を行ったときは、水産大学校は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について水産大学校の責めに帰すべき理由が存する場合は、水産大学校が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき、当該第三者に対する

賠償を行った場合であって、当該損害の発生について水産大学校の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は水産大学校に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

### 13 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項

#### (1) 実施状況等に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期(平成27年6月を予定)を踏まえ、本業務の実施状況等について、平成24年から平成26年度の各年度末時点における状況を調査するものとする。

#### (2) 調査の方法

水産大学校は、事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。

#### (3) 調査項目

① 上記2(1)において、本業務の質として設定した項目

② 上記2(2)において、確保すべき水準として設定した項目

③ 上記2(3)に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況

(4) 水産大学校は、必要に応じ、事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 水産大学校は上記調査について取りまとめた本業務の実施状況について、上記(1)の評価を行うために、平成27年4月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するものとする。

なお、水産大学校は本業務の実施状況等を提出するにあたり、上記8の評価委員会(外部有識者を含む。)の意見を聴くものとする。

### 14 その他本業務の実施に関し必要な事項

#### (1) 本業務の実施状況等の報告及び公表

事業者の実施状況等については、上記11に示す報告等を踏まえ、水産大学校において年度毎に取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表するものとする。

また、水産大学校は、事業者に対する会計規程類に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に官民競争入札監理委員会へ報告するとともに、公共サービス改革法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

#### (2) 水産大学校の検査・監督体制

本契約に係る検査・監督体制は次のとおりであり、監督は、理事長が、自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

① 施設管理責任者  
総務部長

② 検査職員  
総務部庶務課長

③ 監督職員  
総務部庶務課庶務係長  
総務部経理課施設管理役

(3) 事業者が負う可能性のある主な責務等

① 事業者の責務等

(ア) 公共サービス改革法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 公共サービス改革法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。

(ウ) 公共サービス改革法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

(エ) 公共サービス改革法第56条の規定により、法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、公共サービス改革法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑が科される。

② 会計検査

事業者は、①本業務が会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条に該当するとき、②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受け、または同院から直接若しくは水産大学校を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

## 施設環境に関するアンケート

水産大学校校舎の施設環境について、ご感想をお聞かせください。

1. 校舎の廊下の清掃状況についてお伺いします。

(1) 廊下は、衛生的であると感じますか。

① 非常に衛生的・・・4

② やや衛生的・・・3

③ やや不衛生・・・2

④ 不衛生・・・1

(2) (1)で「やや不衛生」または「不衛生」と回答した方にお伺いします。 そのように感じた理由をお聞かせください。

【 】

2. 校舎のトイレ・洗面所の清掃状況についてお伺いします。

(1) トイレは、衛生的であると感じますか。

① 非常に衛生的・・・4

② やや衛生的・・・3

③ やや不衛生・・・2

④ 不衛生・・・1

(2) (1)で「やや不衛生」または「不衛生」と回答した方にお聞きします。 そのように感じた理由をお聞かせください。

【 】

(3) 洗面所は、衛生的であると感じますか

① 非常に衛生的・・・4

② やや衛生的・・・3

③ やや不衛生・・・2

④ 不衛生・・・1

(4) (3)で「やや不衛生」または「不衛生」と回答した方にお聞きします。 そのように感じた理由をお聞かせください

【 】

(5) トイレトペーパーなどの消耗品の補充は、十分ですか。

① 良い・・・4

② おおむね良い・・・3

③ やや悪い・・・2

④ 悪い・・・1

(6) (5)で「やや悪い」または「悪い」と回答した方にお聞きします。 そのように感じた理由をお聞かせください。

【 】

3. 校舎の事務室・会議室についてお伺いします。

(1) 事務室・会議室の清掃は、行き届いていると感じますか。

① 良い・・・4

② おおむね良い・・・3

③ やや悪い・・・2

④ 悪い・・・1

(2) (1)で「やや悪い」または「悪い」と回答した方にお聞きします。 そのように感じた理由をお聞かせください。

【

4. 水産大学校の警備員についてお伺いします。

(1) 警備員の対応はいかがでしたか。

- ① 良い……………4
- ② おおむね良い…3
- ③ やや悪い…………2
- ④ 悪い……………1

(2) (1)で「やや悪い」または「悪い」と回答した方にお聞きします。 そのように感じた理由をお聞かせください。

【

## 独立行政法人水産大学校の施設管理・運營業務企画書

## 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

(a)入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

(b)入札参加グループの場合は、代表事業者(法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先)及びグループ事業者(法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名)を記載すること。

2. 業務実績			
本実施要項第1の(2)「業務一覧」記載の業務ごとに、過去3年の実績を記載すること。			
(1)統括責任者業務(市場化テスト実績含む)			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等
(2)警備保安業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等
(3)清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等
(4)施設管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等

3. 本業務実施の考え方

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

**4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法**

(1) 本実施要項で示す業務毎に、実施体制及び業務全体の管理方法を具体的に記載すること。

(2) 別添仕様書で必要とする資格者の選任を行い、明記すること。(資格者証等の写しを添付)

**5. 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案**

以下の項目について簡潔にまとめること。

1. 管理・運營業務に対する質の確保についての考え方
2. 質の確保に関する提案事項

## 6. 改善提案総括表

別に定める各業務の仕様書に対して改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案がない業務項目については、水産大学校が提示する確保すべき水準として別に定める各業務の仕様書に基づいて業務を行うものとする。

(1) 統括責任者業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(2) 警備保安業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(3) 清掃業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(4) 施設管理業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			

## 7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

業務名: ○○○○業務

※様式6の(1)～(3)の業務の名称を記載すること。

## (1)改善提案を行う業務及び項目

※様式6で記載した業務項目及び提案の概略を転記すること。

## (2)改善提案の趣旨

※改善提案の趣旨(質の向上、コスト削減等)を簡潔に記載すること。

## (3)改善提案の具体的な内容

※改善提案の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

## (4)水準の確保に対する具体的な説明

※当該改善提案を実行しても水準(各仕様書記載の内容)が確保されることを具体的かつ簡潔に説明すること。

8 緊急時の体制及び対応方法

緊急時のバックアップ体制と対応方法を具体的に記載すること。

## 9 再委託に関する事項

再委託する業務	名 称	住 所	再委託を行うこと の合理性及び必 要性	再委託先の業務履行能 力並びに報告徴収その 他業務管理の方法

(注)本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)を明らかにした上で、水産大学の承認を得なければならない。

## ○別添

- ・従来の実施状況に関する情報の開示
- ・評価表
- ・添付資料「平面図」、「仕様書」